

2025 資格第 1 号
2025 年 4 月 1 日

個人情報取扱主任者認定制度申込責任者 各位
個人情報保護指針対象事業者 各位

一般社団法人日本クレジット協会
資格・検定センター

第 30 回 個人情報取扱主任者フォロー研修 実施のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当協会の活動に対しご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、個人情報保護法令等や認定個人情報保護団体の定める個人情報保護指針を十分理解し、それを遵守するとともに、個人情報の取り扱いに関する基本的な知識や具体的な対応を習得することで、社内及びクレジット業界における個人情報保護の推進を図ることを目的に、「個人情報取扱主任者認定制度」（以下「本制度」という。）を創設し、業界内の個人情報保護を推進しております。

本制度は、通信講座ならびに通信講座修了者に対する資格認定試験を実施し、一定の点数を取得した者に“個人情報取扱主任者”の資格を付与するものです。

当協会では、この個人情報取扱主任者を対象に、認定後のフォローの一環として個人情報保護措置の推進に役立つ実務的な研修会として「個人情報取扱主任者フォロー研修」を実施しております。

また、本制度は、認定個人情報保護団体である当協会が策定している『個人情報保護指針』において「認定個人情報保護団体が行う研修」と位置づけられております。そのため「業界資格制度」と「認定個人情報保護団体が行う研修制度」の役割を担うことから、本研修は「個人情報取扱主任者」に加え、「個人情報保護指針対象事業者の役職員」も対象となります。

つきましては、「第 30 回個人情報取扱主任者フォロー研修 開催案内」を参照のうえ、研修実施の趣旨・目的等をご理解いただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

敬具

第 30 回 個人情報取扱主任者フォロー研修 開催案内

1. 研修の目的

本研修は、個人情報取扱主任者認定後のフォローの一環として個人情報保護措置の推進に役立つ実務的な知識や情報を提供することを目的としています。

また、認定個人情報保護団体が行う対象事業者の皆様への情報提供の一環であるとともに、個人情報保護指針 第 14 条 第 2 項に定める協会が行う教育・研修として、社内のコンプライアンス体制を整備し、実践するために必要な個人情報保護法制や関係ガイドライン、個人情報保護指針の遵守及び認定個人情報保護団体の役割等に関する知識を包括的に習得し、組織全体で共有し、適切に活用することを目的としています。

2. 研修の対象者

- (1) 個人情報取扱主任者
- (2) 協会が認定個人情報保護団体として定める「個人情報保護指針」を遵守する旨の誓約書をご提出いただいた対象事業者の役職員※
※ 具体的には、個人情報管理責任者、教育責任者、監査責任者等個人情報保護に責任を有する方、個人情報の取扱いに関する苦情処理窓口の責任者又は担当者等
- (3) 上記対象者以外で当該研修の受講を希望する者

3. 研修内容・担当講師

- (1) 講座内容

テーマ：「個人情報の漏えい等発生時における実務対応と個人情報保護法の 3 年ごと見直しについて」

第 29 回のフォロー研修からさらに踏み込んだ内容をご講演いただきます。また、個人情報保護法の 3 年ごと見直しについて、現段階で議論となっている論点を整理していただきます。

I. 個人情報の漏えい等発生時における実務対応

- ① 近時話題になった漏えい等事案
- ② 漏えい等事案発生時における対応の留意点
- ③ 協会員としての当局報告の検討手順

II. 個人情報保護法の 3 年ごとの見直し

- ① 3 年ごと見直しの検討進捗
- ② 法改正等に関わる論点

(2) 講師

永井法律事務所 代表弁護士 永井 利幸 氏

【経歴】

2010年～2019年 弁護士法人片岡総合法律事務所

2019年4月 永井法律事務所を開設

【著作・論文】

- ・連載「個人情報の取扱説明書（トリセツ）」（JA金融法務623号（2022年5月号）～）
- ・マイナンバー制度・マイナンバーカードの最新動向と今後の展開（銀行実務2023年11月号）

【講演・研修】

- ・高知県消費者行政担当者等相談専門研修（2022年）
- ・第二地方銀行協会会員セミナー（2022年）
- ・日本クレジット協会第29回個人情報取扱主任者フォロー研修（2024年）
- ・民間企業向け研修—銀行、信連、個人向けローン会社、クレジット会社、鉄道会社、出版社、インターネットサービス会社他

4. 受講方法・期間等

- ① 受講方法 : eラーニングによる研修（約1時間）
- ② 申込期間 : 2025年4月7日（月）～2026年2月27日（金）23:59
- ③ 開催期間 : 2025年4月7日（月）～2026年3月31日（火）23:59
※期間内であれば随時申込み、受講可能
- ④ 受講期間 : 申込み手続き後90日間※
※受講途中であっても受講期間内に修了していない場合は未修了となります。

（上記④補足）

2026年4月より第31回の内容に切り替わる関係上、年度内を受講期間としております。そのため、2026年1月以降にお申しいただく場合、受講期間が90日より短くなりますので、あらかじめご了承ください。

5. 受講料

- ① 受講料
 - ・個人情報取扱主任者（資格保有者※） : 1名 2,200円（税込）
 - ・個人情報取扱主任者以外 : 1名 4,400円（税込）

※ 資格保有者の確認方法

JCA研修サイト Group Page にログイン後、画面左にある「各種検索」より「2021年度以降の認定者検索」、「※過去（～2020年度以前）認定者検索」をクリックし、検索条件の「級」にて「個人情報取扱主任者」を選択して検索をする。

- ② 請求方法
受講申しいただいた月の翌月中旬までに請求書を送付いたします。
お振込み期限等をご請求書をご確認ください。

6. 申込方法等

お申込みは、「JCA 研修サイト」からお申込みください。

なお、申込手順の詳細は JCA 研修サイトにログインし「利用マニュアル・届出様式等」から「JCA 研修サイト利用マニュアル」をご確認ください。

JCA 研修サイト Group Page ログイン URL 【 <https://ijuken.com/prod/group/jcredit/>】

7. お問い合わせ先

(一社) 日本クレジット協会 資格・検定センター

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住生日本橋小網町ビル

T E L : 03-5643-0018 (直通)

F A X : 03-5643-0080

e-mail : shikaku@jcredit.jp

* 個人情報取扱主任者フォロー研修における個人情報の取扱い等について *

受講者及び申込責任者の個人情報を本研修に係る事務処理（事務連絡、受講者の管理、受講料請求等）のために保有・利用することといたしますのでご了承ください。

また、受講者の個人情報の全部又は一部は、講演内容の検討等のために、参加者名簿として、講師に提供することがありますのでご了承ください。

個人情報取扱主任者認定制度に関する細則<抜粋>

(定期研修)

第8条 個人情報取扱主任者は、分科会が定期的実施する研修を受講するものとする。

2. 定期研修については、別途内規に定める。

個人情報取扱主任者認定試験等に関する内規<抜粋>

(定期研修)

第7条 分科会は、次項に定める受講対象者に対し、集合又は通信の方法によって定期的に研修を実施する。なお、研修の内容については分科会において定める。

2. 研修の受講対象者は、下記のとおりとする。

(1) 個人情報取扱主任者

(2) 本会が定める個人情報保護指針の対象事業者の役員又は職員

(3) その他本会が認めた者

個人情報保護指針<抜粋> (令和5年4月)

第14条 (教育・研修活動等の実施)

与信事業者は、従業者に対し、個人情報の保護と適正な取扱い等に資するための教育及び研修を実施することとする。

2 前項の教育・研修においては、与信事業者は協会が行う教育・研修又は同等の内容の研修に参加することとする。

(業務運用上の解釈)

① 与信事業者は、教育・研修を実施する部門を定めるとともに、個人情報保護に関する教育プログラムやカリキュラムを策定するなどにより、与信事業者の役職員を対象に年1回以上教育、研修を行うこととする。

② 協会が行う教育・研修への参加とは「個人情報取扱主任者認定制度」等への参加をいう。

割賦販売法(後払分野)に基づく監督の基本方針<抜粋> (令和3年2月経済産業省 商取引監督課)

Ⅱ-2 監督に係る考え方と評価項目

Ⅱ-2-2-3-1 情報の管理

(6) 認定割賦販売協会会員については、認定個人情報保護団体で主催する研修に役職員を定期的に参加させることとなっていること。また、認定割賦販売協会非会員については、会員と同等の内容の社内教育を行っていること。

Ⅲ-4 包括信用購入あっせん業者の検査に当たっての検査項目

Ⅲ-4-2-3-1 情報の管理

Ⅲ-5 個別信用購入あっせん業者の検査にあたっての検査項目

Ⅲ-5-2-3-1 情報の管理

(10) 認定割賦販売協会会員については、情報の適切な取扱いを確保するため、認定個人情報保護団体で主催する研修又は同等の内容の研修に役職員を定期的に参加させることとなっているか。また、認定割賦販売協会非会員についても、上記事項と同等の内容となっていることを確認することとなっているか。